

農委広報 いいで

「NO.24」

平成29年8月10日発行
飯豊町農業委員会
TEL 0238 (87) 0524 (直通)



新たな農業委員と農地利用最適化推進委員のみなさん

目次

新農業委員会会長あいさつ P1

新農業委員・農地利用最適化推進委員のみなさん
(推進委員はお住まいの地区を担当します。) P2

シリーズがんばっています!若手農業者
「皆様に愛されるミニトマト作りを目指して」 P3
佐藤雄平・尚子さんご夫妻

農業委員会による農地パトロール開催 P4
耕作放棄地は、固定資産税が1.8倍になります

農地中間管理機構へ貸し付けると協力金が交付 P5
平成29年度の交付分は9月10日まで受付

平成29年度 農業委員会先進地視察研修 P6
あか牛農場の実態について・熊本城の今

全国農業新聞の購読・農業者年金加入について P7

飯豊町の農地を守ります。

農地利用の最適化・耕作放棄地の発生防止と新規就農者への支援・地域の担い手育成と地域密着した活動を実施しますので、よろしくお願い致します。

中山間地域の農地を守るために農業委員と農地利用最適化推進委員が協力

新農業委員会会長あいさつ

飯豊町農業委員会 会長 井上 禎夫



この度、農業委員会等に関する法律の改正で、公選制による農業委員の選出から、各種団体からの推薦や応募に変更となりました。そして、町長が議会の同意を得て任命することになり、更に農地利用最適化推進委員が新たに新設され、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10名の体制でスタートいたしました。

今回の農業委員会総会において、推薦をいただきまして身の引き締めまる思いで会長職を拝命いたしました。

今、私達農家を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあるといえます。TTPPを越すEUとのEPA交渉の大枠合意をしたのに伴い、米国、カナダから同様の措置を求

められるのが必至ではなからうかと思われまます。

また、今回より新たに新設されました農地利用最適化推進委員との連携により、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止等、任務は多岐に及びます。

安倍政権の農政改革は「強い農業」を志向した産業政策が柱で、生産と流通の自由化、企業などの新規参入の促進、担い手への集中的な補助事業が特徴ですが、平場の農業地帯を想定したもので、中山間地域の農業の処方箋を示したことにはなっておりません。中山間地域は、農地面積、農業産出額の4割を占め、国土保全や水源の育成など、重要な多面的機能を

果たしているのです。このような中、地域政策の後退は、時代に逆行しているのではないかと、日本農業新聞の論説に掲載されました。

飯豊町の農業においてもこの

ことを十分認識し、農業委員と最適化推進委員共に職務に当たりますので、皆様のご協力ご支援を、よろしくお願い致しまして就任の挨拶とさせていただきます。



飯豊町農業委員会の新たな農業委員と農地利用最適化推進委員のご紹介

農業委員は、議会の同意を得て、7月20日に町長から辞令が交付されました。また、新たに農地利用最適化推進委員の設置も義務付けられ、同日、農業委員会の委嘱により10名の推進委員が決定しました。任期は平成29年7月20日～平成32年7月19日までの3年間で、農業委員と農地利用最適化推進委員がお互いに協力して、本町の農地の有効活用と耕作放棄地の発生防止、新規就農者や担い手育成に頑張ってください。

■ 農業委員

<p>中</p>  <p>須藤利美 辞令を受け、身を引き締め職務に全霊をつくしていきます</p>	<p>萩生</p>  <p>朝倉隆一郎 地域農家の皆さんのお話を聞きながら飯豊町の農業を守る為に頑張ります</p>	<p>萩生</p>  <p>木村 朝子 未来の子供たちへ、緑ゆたかな大地と担い手育成に協力して努めてまいります。</p>	<p>黒沢</p>  <p>横澤 謙次 希望ある農業に向かって微力ではありますが、お手伝いできればと思います。</p>	<p>椿</p>  <p>鈴木 寛幸 今後、農業情勢が変化する中、飯豊町の農業発展の為にがんばらせていただきます。</p>
<p>添川</p>  <p>高橋 幸子 新体制の下、推進委員の方との連携で担い手への農地の集積を進めていきたいと思ひます。</p>	<p>小白川</p>  <p>船山 彰夫 法律も新しくなり新たな気持ちで町の為に頑張りたいと思ひます。</p>	<p>高峰</p>  <p>伊藤 悟 農地の番人として、農家の所得向上に向けた活動をしていきます。</p>	<p>高峰</p>  <p>井上 禎夫 新たな農業委員会法を学びながら頑張ります。</p>	<p>中津川</p>  <p>安部 数幸 農地利用の適正化を目指して頑張ります。</p>

■ 農地利用最適化推進委員

<p>中</p>  <p>長岡 賢市 地域の皆様の役に立てる様に努めていきます。3年間よろしくお願いします。</p>	<p>萩生</p>  <p>後藤 仁 任期3年、地区と町の為頑張ります。皆様のご協力よろしくお願いします。</p>	<p>黒沢</p>  <p>手塚 房夫 農家と農家の架け橋ができるようがんばりますので、ご協力よろしくお願いします。</p>	<p>椿</p>  <p>後藤 勝之 農業者のため努力して、良い農業の為にがんばりますので、よろしくお願いします。</p>	<p>添川・松原</p>  <p>高橋 泰美 推進委員として、地域の為にお役に立ちたいとおもいます。頑張ります。</p>
<p>添川・松原</p>  <p>遠藤 智行 東部地区の農業。農地保全の為に努力していきますので、よろしくお願いします。</p>	<p>小白川</p>  <p>五十嵐 敏博 地域の農業者が減少する中、担い手に農地の集積を図り地域農業の発展に努めます。</p>	<p>豊川</p>  <p>齊藤 稔 あちらこちらで遊休農地が見受けられるが、地権者と話し合い解消に努めてまいります。</p>	<p>豊川</p>  <p>鈴木 智 農業委員の方々と共に、地元との懸け橋になれるよう努力致します。</p>	<p>中津川</p>  <p>伊藤 重徳 中津川の山間地を、遊休農地のない地区にできればと思ひます。</p>

シリーズ

がんばっています！ 若手農業者

「皆様に愛されるミニトマトづくりを目指して」

萩生 佐藤 雄平さん（31歳） 尚子さん（31歳）

南陽市出身の佐藤さんは、平成19年に萩生の（有）フレッシュファームに入社しました。社内ではミニトマト部門を任されました。ミニトマトのハウス栽培管理に関しては、中嶋農法※といわれる緻密な土壌分析に基づく施肥管理を実践的に行っています。作物の状態や気候の変化に応じて事細かく生育をコントロールすることは難しく、常にミニトマトの生育状態を観察しなければなりません。

しかし、「出勤や退社をミニトマトの栽培管理に合わせるなど、気が付けばすっかりミニトマトづくりの奥深さにはまってしまった。」そうです。

平成27年には（有）フレッシュファームより独立して農業経営を始めました。独立後は自宅とハウスとの移動距離に不便さを感じ、お子様の入学に合わせて飯豊町に住宅を建てました。尚さんも、安心して子育てが出来ること、主人の夢が詰まった農業をサポート出来ることに喜びを実感しています。

雄平さんも、「これからずっと飯豊町で家族が力を合わせて農業が出来ることが望みであり夢です。」と語っていました。

将来は飯豊町の中核的な担い手として、周りを牽引していただきたいと思います。これからも応援しています。



佐藤さん一家 第1小学校の南側にあるミニトマトのハウスの中で！ 今は、収穫で大忙し



収穫前のミニトマト



まもなく出荷します

取材：前農業委員 藤野 更織

※中嶋農法とは株式会社生科研の創業者である中嶋常允氏が長年の研究によりたどりついた農業技術。土壌診断に基づく健全な土づくりと、作物の健全な生育コントロールを提唱している。

平成29年度農地パトロールの開催

町内全域の8つの人・農地プラン毎に (中・萩生・黒沢・椿・添川松原・小白川・手ノ子高峰・中津川) 農地パトロールを実施します。(荒廃農地・違反転用の有無について)

周囲の農地と比べ明らかに荒廃している場合は、農地所有者に対し利用意向確認の調査を致します。

- 農地パトロール **8月3日～8月24日**
新農業委員と最適化推進委員によりパトロール実施
- 農地の利用意向調査 **10月～11月**
農地パトロールの結果を受けて問題となった農地の所有者に通知します。

自己保全で管理している方は、必ず草刈等を行い、雑木が生い茂ることのないよう管理ください。

共済細目書での自己保全は必ず草刈が必要です。

共済細目書で牧草や飼料作物についても、明らかに刈取りを実施していない場合も意向を確認させていただきます。

農地の利用意向の中で、耕作を継続する旨の回答があっても、半年後の農地パトロールで守られていない場合は、農地中間管理機構と協議し勧告が行われ、翌年の固定資産税が1.8倍になりますので、必ず意向どおりの対応をお願いします。

農地パトロール
農業委員会
実施中



ストップ! 違反転用



- 3年以下の懲役または
▲300万円以下の罰金
- 法人の場合は
▲1億円以下の罰金

違反転用

罰則強化!



罰則 「3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)」

農地に**農業用施設(堆肥舎・畜舎・農機具格納庫)**や**住宅**を新築・増築する場合、農業委員会に農地転用申請を行い、原則として県知事の許可が必要です。許可を受けずに無断で農地を利用した場合、懲役や罰金という適用もあります。

違反転用者とは・・・

- ① 「農地の転用」(農地法第4条第1項)若しくは「農地又は採草放牧地の転用のための権利移動」(農地法第5条第1項)の規定に違反した者
- ② 許可に付された条件に違反した者
- ③ 違反転用に係る土地について工事その他の行為を請け負った者、またはその工事その他の行為の下請人
- ④ 偽りその他不正の手段により許可を受けた者

農地中間管理機構 を通じて農地の賃貸を行うと 協力金が交付されます



農地中間管理機構 は…「信頼できる農地の中間的受け皿」です。

農地中間管理機構に自作地 10a 未満を残し全農地を貸し付けると、**固定資産税が契約年数に応じて半額になります。**(10 年以上:3 年間、15 年以上:5 年間固定資産税が半額)

平成29年度 機構集積協力金交付基準額

(H29.8 時点の交付額であり、申請状況により交付額が変わる場合があります。)

今年度交付の対象となる農地貸付申込みは 9 月 10 日まで、支払時期は3月末の予定です。

9 月以降の貸付申込みは来年度の交付となります。

① 地域 ② 出し手 ③ 耕作者に対する支援内容

① 【地域に対する支援】

地域の話合いで、まとまった農地を中間管理機構に貸し付けた場合、**地域集積協力金**を支払います。

2 割超 5 割以下	: 0.3 万円/10a
(例) 地域の農地 24haの内 8haを貸し付けた場合	24 万円
5 割超 8 割以下	: 0.6 万円/10a
(例) 地域の農地 24haの内 13haを貸し付けた場合	78 万円
8 割超	: 0.8 万円/10a
(例) 地域の農地 24haの内 20haを貸し付けた場合	200 万円

② 【出し手に対する支援】

機構へ自作地を貸した農業者に、**経営転換協力金**を支払います。

新規集積農地面積(非担い手が担い手へ貸付)	2.5 万円/10a
新規集積農地面積以外(担い手が貸付又は、借り手が非担い手)	2.3 万円/10a
【交付要件】 ※1	(最高 70 万円まで)

- ① 農業部門の減少により**経営転換**した農業者等
- ② リタイヤする農業者
- ③ 農地の相続人

※1 **経営転換**とは、2以上の経営部門の内 1 つ以上の経営を廃止することを言い、土地利用型作物(水稻・WCS・そば・大豆・なたね・てん菜等)の栽培や露地野菜・牧草等の内の 1 つの経営を廃止する場合に該当します。尚、廃止した経営内容は 10a 未満であれば作付けすることができます。

③ 【耕作者に対する支援】 (交付対象条件は裏面を参照ください。)

機構の借受農地や借り手の農地に隣接する農地又は 面的集積要件を満たす 2 筆以上の農地を貸し付けた場合、**耕作者集積協力金**を支払います。(交付対象条件は裏面を参照ください。)

新規集積農地面積(非担い手が担い手へ貸付)	1.0 万円/10a
新規集積農地面積以外(担い手が貸付又は、借り手が非担い手)	0.8 万円/10a

6月26日～28日の二泊三日で熊本県と大分県を視察研修してきました。紙面の都合上、あか牛と熊本城に絞って紹介します。

『あか毛和牛』とは

熊本県と高知県で飼育されていた朝鮮牛を交配・改良して誕生。耐寒・耐暑性に優れ、性格は温和、放牧に適しているという特性を持つ。肉質は赤身で、適度の脂肪分も含み、うま味とやわらかさ、ヘルシーさを兼ね備えている。

「克冬制夏」（冬を克服し夏を



制御する)をコンセプトに70歳で

「神内ファーム21」(北海道。数年前、農委で研修してきました。)を立ち上げた神内代表が設立者になって「全日本あか毛和牛協会」が誕生した。

○ 阿蘇郡高森町上色見

荒牧牧場

阿蘇山の麓カルデラ内に高森町がある。当町と同じ「日本で最も美しい村」連合加盟町でもある。ここで繁殖、肥育と中核農家として活躍している若い経営者でした。

○ あわれな姿の熊本城

熊本地震で大きな被害を受けた熊本城。修復には20年かかるとも言われている。熊本のシンボルが：と県民が消沈するなか「日本財団」が熊本地震の被害に対して総額で93億円を支援し、石垣や、なくなった「しゃちほこ再建」などを3月にほぼ終了した。しかしまだまだこれからが大変だと思われる。



全国農業新聞



農業者の公的機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門新聞です。

全国の情報がわかりやすいよう解説的にまとめられています。また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよう家族全員で楽しめる記事も充実しています。さらに、全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などが提供されています

発行日:毎週金曜日

購読料:月700円(送料、税込)

申込みは飯豊町農業委員会まで TEL:0238-87-0524

頼れる制度で豊かな老後



国民年金に加入している 農業者のみなさまへ

これからの生活を
担い手積立年金
農業者年金 で
 考えてみませんか!

一定の要件を満たせば、保険料(2万円)の一部を国が負担してくれるので、加入者自身が納める額を少なくできます。

区分	必要な条件 60歳未満で20年以上納付できること 下記の区分1～5のいずれかに該当のこと	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者になることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

農業者年金に加入するには……

- ① 国民年金の第1号被保険者もこと
- ② 年間60日以上農業に従事すること
- ③ 60歳未満であること

税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は全額社会保険料控除対象となります。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます。

年金の保険料は2万円～6万7千円まで加入者が自由に選択できます。

経営移譲して農業者年金を受給している皆様へ

経営移譲して**農業者年金を受給している場合は、農業の所得を得ることはできません**し、所得の名義は経営移譲した者の所得になります。また、**年金を受給してから10年間は農地の売却や転用はできません**ので、ご注意ください。**年金停止になる**場合があります。

農地法許可申請締切日(農地に関する申請) 【総会開催予定】

許可申請締切日		総会開催日
9月	11日(月)	25日(月)
10月	10日(火)	25日(水)
11月	10日(金)	24日(金)
12月	11日(月)	25日(月)
1月	10日(水)	25日(木)
2月	9日(金)	26日(月)
3月	9日(金)	26日(月)

※各種許可申請等は、上記の締切日までご提出下さい。

【編集後記】

去る七月二十日、改正農業委員会法の施行とともに、長きにわたり委員会活動を共に推進してこられた委員の方々、勇退なされました。先ずもって大変なご労苦に対し心より感謝申し上げます。

同日始動した農業委員は十名、農地利用最適化推進委員十名と、改正前より地区によっては一人委員区が解消され、より良い農地管理がなされるのではと思います。

現体制での広報は最後となりますが、これからも農業情報や新規就農者の紹介等発信していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。前 広報委員長 安部 数幸
 新体制での広報委員長を仰せつかりました。今後も農業情勢の変化に対応しながら皆様役に立つ情報を提供してまいりますので、よろしくお願い致します。

新 広報委員長 高橋 幸子

